

Q : 5 『オープン懸賞』について

フェイスブックで、写真とメッセージ（一言）を応募していただいた方の中から抽選で1組2名様に『パリ旅行』をプレゼントする企画を検討しています。

さらに、『パリ旅行』の抽選に外れた方の中から抽選で100名様にアイスクリームギフト券をプレゼントしようと考えています。

応募に際しては、一切、当社との取引を条件としません。このような企画については、『オープン懸賞』と考え、景品規制を受けないと考えていいのでしょうか。また、実施に当たって注意する点がありましたら教えてください

A :

オープン懸賞とは取引に付随しない方法で懸賞により経済上の利益を提供することをいうとなっており、提供できる賞金・景品等の金額についての制限はないとなっています。

「取引に付随しない」とはどういうことをいうのでしょうか。注意すべき点があります。それは、当該企画の告知段階から応募対象、応募資格、懸賞方法、賞金・景品類のお渡し方法等のいずれの段階においても取引に付随しないということです。

例えば、次のような条件があると「取引に付随する」こととなります。

- ・ 商品を購入する
- ・ 旅行の見積りを依頼する
- ・ 店舗に来店する
- ・ 店舗内に応募用紙がある
- ・ 当選者の発表を店舗で行う
- ・ 店舗内で賞品を受け渡す

ですから、フェイスブックで写真と一言メッセージを送ることに一切の取引が発生しないということであれば、「オープン懸賞」と考えてよいでしょう。また、ホームページ上で実施される懸賞についても、当該ホームページから商品を購入しなければ応募が出来ない、商品を購入すると有利になるというようなことがなければ、取引に付随しないといえるでしょう。

【規約第2条第3項、運用基準1（4）】